

# NCLB 法における学力テストの成果と課題

ーフィラデルフィア市の事例を中心にー

Impact and Problems of Academic Achievement Tests  
under the NCLB Act: A Case Study of Philadelphia City

赤星 晋作

Shinsaku AKAHOSHI

## ABSTRACT

The No Child Left Behind (NCLB) Act was established in early 2002. The law intended to ensure that all children reach challenging State academic achievement standards in reading and mathematics and to close the achievement gap that exists by race and class.

The NCLB makes scores on standardized reading and math tests the measure of student progress. Under the NCLB, each state must measure every public school student's progress in reading and math through annual testing for all students. School districts and schools that fail to make Adequate Yearly Progress (AYP) toward statewide proficiency goals are subject to improvement, corrective action, and restructuring measures aimed at getting them back on course to meet State standards.

This paper examines concretely how the achievement test was implemented and what impact and problems of the test are in Philadelphia, the Commonwealth of Pennsylvania. Materials used for analysis included the *State Report Card*, *District Report Card*, and *School Report Card* by the Pennsylvania Department of Education, reports by the School District of Philadelphia, and reports and papers by Research for Action, which is a non-partisan, non-profit organization focused on providing sound research on school improvement efforts for a broad public in Philadelphia.

Pennsylvania, in which Philadelphia is, implemented the Pennsylvania System of School Assessment (PSSA), a standardized test in all Pennsylvania public schools, in 1992, and it became mandatory in 1998. Therefore, Pennsylvania is a national forerunner concerning academic assessment. Moreover, Philadelphia is a typical city in the U.S.

はじめに

I. フィラデルフィア学区の学力テストの状況

II. フィラデルフィア学区の AYP 達成状況

III. 学力テストの成果と問題点

おわりに

## はじめに

アメリカにおいて、2002年9月より「1965年初等中等教育法」(Elementary and Secondary Education Act of 1965)の修正法として成立した「落ちこぼしのない教育法」(No Child Left Behind Act = NCLB法)が施行された。

NCLB法は、人種や社会的階層にかかわらず、すべての子どもに学力を保証するための包括的な教育法である。そこでは、各州に全公立学校を対象とする州規模のアカウンタビリティ・システムを要求する。それは、「読解」(reading)と「数学」(mathematics)における毎年のテストによって評価され、そして州目標に照らし「年間到達目標」(Adequate Yearly Progress = AYP)が達成されなかった学校は、改善、修正するアクション、州基準を達成するための再建が求められる<sup>(1)</sup>。

施行後数年を経て、学力テストはどのように実施され、その結果はどのようになっているのであろうか。そして、それはどのような成果と課題を残しているのであろうか。今後のNCLB法のあり方を考えていく際、その評価をしていくことが求められる。

わが国においてはNCLB法に関する論文はいくつかみられるが、施行後のその成果に関する研究報告はあまりみられない<sup>(2)</sup>。全米では、いくつかの団体・機関でその全国レベルの調査がなされているが、本論では、それらをより具体的に探るためにペンシルベニア州フィラデルフィア市において、ペンシルベニア州教育局の「州成績報告書」(State Report Card)、「学区成績報告書」(District Report Card)、「学校成績報告書」(School Report Card)、リサーチ・フォー・アクション (Research for Action) やフィラデルフィア学区等の報告書や資料を分析して学力テストの実施の状況とその成果を明らかにし、ここでの課題を展望する<sup>(3)</sup>。

フィラデルフィア市を調査対象とするのは、後述するようにフィラデルフィア市の属するペンシルベニア州はNCLB法成立以前からNCLB法とほぼ同様の内容を州法に規定し、学力テストの実施に関しては先駆的な州である。そして、フィラデルフィア市は、歴史的にも政治・経済・文化の中心地として栄え、今日に至っているアメリカの代表的な都市だからである。

## I. フィラデルフィア学区の学力テストの状況

フィラデルフィア学区の学力テストについて説明する前に、まずペンシルベニア州における AYP 指標に触れておきたい。

ペンシルベニア州における AYP 指標 (2004-05) は、基本的には NCLB 法にそって以下の3領域に区分されている<sup>(4)</sup>。

1. 学校への出席：90%目標あるいは前年度からのいくつかの改善（高校卒業学年のない学校）

高校の卒業率：卒業率 80%目標あるいは前年度からのいくつかの改善（高校卒業学年をもつ学校）

2. 学業達成：「数学」(mathematics) においてはテスト受験者の 45%以上が習熟 (Proficient) レベル以上、

「読解」(reading) においては 54%以上が習熟 (Proficient) レベル以上<sup>(5)</sup>

なお評価は、上級 (Advanced) レベル、習熟 (Proficient) レベル、基礎 (Basic) レベル、基礎未満 (Below Basic) レベルの 4 段階に分けている。上級レベルは優れた学力達成、習熟レベルは十分な達成、基礎レベルは基本的な最低限の学力を有している段階、基礎未満レベルはまさに基礎レベルに達していない不十分な段階としている。

3. テスト受験率：全生徒の 95%以上の受験

学業達成とテスト受験率はサブグループごとに評価される。なお、40 名に満たないグループにはこの目標は適用されないで、各学校によって AYP 指標の数は異なる。

ペンシルベニア州の AYP 指標はこのように設定されているのであるが、では、フィラデルフィア学区は AYP 指標に照らし合わせるとどのようになっているのであろうか。

学業達成等の状況を探るために、ペンシルベニア学校評価システム (Pennsylvania System of School Assessment = PSSA) の結果をみていく。PSSA テストは 1992 年より実施され、1998 年からペンシルベニア州のすべての公立学校に導入することが義務化された。ペンシルベニア州では、これにより NCLB 法で規定されている AYP 指標が評価される<sup>(6)</sup>。2006 年 8 月までに公表されている最新のデータ (2004-05 年) をみていく。

表 1・表 2 は、2004-05 年のフィラデルフィア学区における「数学」(mathematics) と「読解」(reading) の学力テスト (PSSA) の結果を示している。これは第 5・8・11 学年全体の PSSA テストへの参加状況とその達成レベルをそれぞれのグループ別に示したものである<sup>(7)</sup>。

表 1・表 2 より「数学」と「読解」におけるそれぞれの学力達成レベルのパーセンテージは明らかであるが、上級レベルと習熟レベルに達している生徒数の合計をみると、フィラデルフィア学区は多くのサブグループにおいて州目標に到達していない。

また、全生徒を州平均と比較してみると、「数学」では上級レベルと習熟レベルの生徒数の割合が州平均 61% であるのに対してフィラデルフィア学区は 37%、そして基礎未満レベルがその数よりも多い 40% となっている。「読解」では、州平均が 64% であるのに対してフィラデルフィア学区は 35%、基礎未満レベルが 45% と大方半分を占めている。

学校出席率と高校卒業率をみてみると、出席率はペンシルベニア州平均 94%、フィラ

表1 フィラデルフィア学区における「数学」学力テスト結果

生徒のグループ	評価された生徒		習熟レベル以上の生徒のパーセンテージ 州目標	それぞれの学力達成レベルの生徒のパーセンテージ			
	#	%		基礎未滿	基礎	習熟	上級
全生徒	38,240	97%	37%	40%	22%	21%	17%
性							
男性	18,941	97%	37%	41%	22%	20%	16%
女性	19,004	98%	38%	40%	23%	21%	17%
民族							
白人	5,281	98%	59%	22%	19%	26%	33%
黒人	25,078	97%	30%	46%	24%	19%	11%
ラテン/ヒスパニック	5,160	97%	36%	40%	24%	20%	16%
アジア人	2,152	98%	68%	15%	17%	24%	44%
ネイティブ・アメリカン	57	98%	39%	33%	28%	19%	19%
多民族	147	91%	35%	46%	19%	18%	17%
他のグループ							
個別教育プログラム	5,434	95%	11%	69%	19%	8%	4%
英語能力の低い	2,050	97%	35%	42%	23%	19%	17%
移住者	45	100%	60%	22%	18%	27%	33%
経済的に恵まれない	32,013	97%	34%	43%	23%	20%	14%

表2 フィラデルフィア学区における「読解」学力テスト結果

生徒のグループ	評価された生徒		習熟レベル以上の生徒のパーセンテージ 州目標	それぞれの学力達成レベルの生徒のパーセンテージ			
	#	%		基礎未滿	基礎	習熟	上級
全生徒	38,034	97%	35%	45%	20%	24%	11%
性							
男性	18,811	96%	31%	50%	19%	22%	9%
女性	18,936	97%	40%	39%	21%	27%	13%
民族							
白人	5,267	98%	57%	26%	17%	32%	25%
黒人	24,955	96%	31%	49%	21%	23%	8%
ラテン/ヒスパニック	5,109	96%	31%	50%	19%	22%	9%
アジア人	2,149	98%	53%	28%	19%	30%	23%
ネイティブ・アメリカン	58	100%	31%	50%	19%	14%	17%
多民族	143	89%	30%	52%	18%	22%	8%
他のグループ							
個別教育プログラム	5,392	94%	9%	77%	14%	7%	2%
英語能力の低い	2,027	96%	20%	62%	18%	16%	4%
移住者	43	96%	33%	58%	9%	26%	7%
経済的に恵まれない	31,834	96%	31%	48%	20%	23%	8%

出典) Pennsylvania Department of Education, District Report Card 2004-05: Philadelphia City School District, 2005, pp.4-5.

デルフィア学区 88% と州平均に比べて 6% も低い。高校卒業率は、ペンシルベニア州平均 88%、フィラデルフィア学区 68% と、ペンシルベニア州全体では約 9 割の生徒が卒業するのに対して、フィラデルフィア学区では約 3 分の 2 の生徒が卒業するに過ぎない<sup>(8)</sup>。

従来から、特に都市部の生徒の学力低下、非行問題の深刻化は指摘されていたが、それ

を改めて浮き彫りにする結果となっている。

## II. フィラデルフィア学区の AYP 達成状況

ペンシルベニア州において AYP レベルは、以下の 6 段階に分けられている<sup>(9)</sup>。

### AYP 達成 (Made AYP)<sup>(10)</sup>

すべての AYP 指標の達成。

### 警告 (Warning)

第 1 年目 AYP 指標を達成しなかった。

### 学校改善 1 (School Improvement 1)

2 年連続 AYP 指標に到達しなかった。学校を変えるための改善プランを作成する。

生徒には、学校を選択する資格が与えられる。

### 学校改善 2 (School Improvement 2)

3 年連続 AYP 指標に到達しなかった。

上記の措置に加えて、学校および学区は個人教授 (tutoring) 等の補習教育を提供する。

### コレクティブ・アクション 1 (Corrective Action 1)

4 年連続 AYP 指標に到達しなかった。

上記の措置に加えて、学校はカリキュラム、リーダーシップ、職能開発等の改革等において多様なレベルの技術的支援を受け、成果をあげることが求められる。

### コレクティブ・アクション 2 (Corrective Action 2)

5 年連続 AYP 指標に到達しなかった。

上記の変革に加えて、学校再建 (restructuring), チャーターリング (chartering), 民営化等のガバナンスの変革が求められる。

さらにもう 1 段階、「向上」(Making Progress) レベルが設定されている。これは、「学校改善 1」「学校改善 2」「コレクティブ・アクション 1」「コレクティブ・アクション 2」レベルの学校が 2 年間の審査期間のうち最初の 1 年 AYP 指標を達成した場合の段階であり、「向上」レベルで翌年同様に AYP 指標を達成したら「AYP 達成」となる。

では、フィラデルフィア学区の学校を AYP レベルで分類するとどうなっているのだろうか。

ところで、NCLB 法は 2002 年 9 月からの施行であり、2004-05 年は 3 年後の結果であり当然「学校改善 2」のレベルまでである。しかし、ペンシルベニア州においては 1998 年、NCLB 法に先駆け NCLB 法同様の内容を規定した州法が制定されている<sup>(11)</sup>。それに伴い、先に説明したとおり 1998-99 年から PSSA が義務化される。よって、ペンシルベニア州では 1998-99 年から 7 年後の結果を出している。

フィラデルフィア学区における AYP 達成状況 (2004-05) を学校数とパーセンテージ

で示したものが表3である<sup>(12)</sup>。

表3 フィラデルフィア学区における AYP 達成状況 (2004-05)

AYP 達成校	108 (40%)
向上校	24 (9%)
改善が求められる学校	
警告	27 (10%)
学校改善1	6 (2%)
学校改善2	11 (4%)
コレクティブ・アクション1	10 (4%)
コレクティブ・アクション2-1年目	2 (1%)
コレクティブ・アクション2-2年目	39 (15%)
コレクティブ・アクション2-3年目	41 (15%)

フィラデルフィア学区で「AYP 達成校」は108校(40%)であり、「向上校」24校(9%)を加えると、2004-05年には約半分弱の学校しか AYP を達成していないことになる。また、「学校改善1」レベル、「学校改善2」レベルの学校は少ないが、「コレクティブ・アクション2-2年目」の学校39校(15%)、「コレクティブ・アクション2-3年目」の学校41校(15%)と、これらの学校が全体の30%も占めている。

ちなみに、ペンシルベニア州全体における AYP 達成状況は、「AYP 達成校」2,313校(77%)、「向上校」106校(4%)、改善が求められる学校として、「警告」280校(9%)、「学校改善1」44校(1%)、「学校改善2」131校(4%)、「コレクティブ・アクション1」30校(1%)、「コレクティブ・アクション2-1年目」5校(1%未満)、「コレクティブ・アクション2-2年目」43校(1%)、「コレクティブ・アクション2-3年目」41校(1%)となっている。ペンシルベニア州全体では2004-05には8割以上の学校が AYP を達成しており、「コレクティブ・アクション2-2年目」「コレクティブ・アクション2-3年目」の学校はそれぞれ約1%となっている<sup>(13)</sup>。

ただ、州とフィラデルフィア学区を比較すると明らかなように、「コレクティブ・アクション2-2年目」の学校のほとんど(43校中39校)が、「コレクティブ・アクション2-3年目」の学校全部(41校中41校)がフィラデルフィア学区の学校である。

### Ⅲ. 学力テストの成果と問題点

これまでフィラデルフィア学区の学力テスト結果と AYP 達成状況をみてきたが、それらは依然として低いレベルにある。

それでは、これらはどのように変化してきたのであろうか。フィラデルフィア学区の学力テストの得点分布の動向をみる<sup>(14)</sup>。

表4は、フィラデルフィア学区の2002年春から2005年春までのPSSAテストにおける「読解」と「数学」の第5・8・11学年それぞれの上級レベルと習熟レベルの合計パーセンテージを示したものである。

**表4 「読解」と「数学」の第5・8・11学年の上級レベルと習熟レベル  
の合計パーセンテージ**  
(2002年春～2005年春)

	学年	2002	2003	2004	2005	2002-2005 までの変化
読解	5	20.8%	23.4%	31.6%	35.0%	14.2
	8	24.1%	30.4%	41.2%	39.4%	15.3
	11	28.7%	30.1%	27.0%	30.5%	1.8
数学	5	18.7%	23.1%	30.7%	45.4%	26.7
	8	17.9%	19.7%	30.9%	39.2%	21.3
	11	23.6%	21.6%	22.9%	22.9%	-0.7

出典) Useem, E. *Learning from Philadelphia's School Reform: What Do the Research Findings Show So Far? Research for Action*, 2005, p.20.

表より、「読解」に関しては、2002年から2005年の3年間に第5・8学年においては14～15%の上昇がみられる。「数学」に至っては第5学年で26.7%、第8学年で21.3%も上がっている。これは、学区のシステムティックな改革—コア・カリキュラム、生徒の進捗状況を探るための評価基準の活用、授業日および放課後、また夏期期間における「読解」「数学」の授業増加等—の影響とも考えられよう<sup>(15)</sup>。

ただし、「読解」「数学」とも第11学年に関しては改善はあまりみられない。フィラデルフィア学区において高校の本格的な改革は2004-05年から開始されたばかりであり、今後の動向が期待される<sup>(16)</sup>。

一方、2002年秋より実施された第3学年から10学年の4教科の全国的なテラ・ノバ試験(Terra Nova examination)においてもその得点は増加している<sup>(17)</sup>。

しかしながら、PSSAテスト、テラ・ノバ試験においても、絶対的な得点レベルは依然として低い。

このように、「読解」「数学」のテスト得点においては一応の向上がみられる。ただ一方において、このような得点で測ることが困難であり、しかしこれからの社会にとって必要な能力とされる問題解決能力、批判的思考力、創造力、他と協働していく技能等の育成はどうなっているのだろうか。これらに関する調査結果はみられない。これまでみてきた評価は、「読解」「数学」の学力テストの結果による評価である。

これはまた、他教科、特に音楽や美術教育の軽視にもなっている。2006年現在フィラデルフィア学区においては、133の学校—全体の約半数—で専任の音楽教師がおらず、121校で専任の美術教師がいない。このうち66校は、音楽と美術両教科の専任教師が不在なのである。ここで生徒は授業時間の一部としてではなく、特別活動プログラムや1週

間に1度や2度の巡回訪問により音楽や美術教育を受けている。特にこの傾向はマイノリティの多い学校にみられる。限られた予算の中で「読解」「数学」の教育が重視され、例えば音楽や美術の教師が退職した後、後任に音楽や美術の教師を採用するのではなく特別の「読解」「数学」の教師を採用する、という実態もある<sup>(18)</sup>。

また、こうしたNCLB法の影響は、幼稚園教育やヘッド・スタート・プログラム(Head Start Program)にも影響を与えている。つまり、生徒の学力をあげることが、就学前教育にも強調されるようになってきているのである。現に、従来伝統的に小学校第1学年で教えられていた内容の多くが幼稚園で実施され、それがテストにより定期的に評価されつつある。また、ヘッド・スタート・プログラムでは、語彙、文字認識、初歩的な数学技能に関する全国成績システム(National Reporting System)と呼ばれるテストが実施されている。

幼児期は特に、周りの環境への積極的な関わり、多様な肉体的な活動、問題解決、他の子どもや大人とのやりとり等を通して多くのことを学習していくことを考えれば、先のようなテスト中心の学習はあまりにも限定的であると考えられる。幼稚園の教師自身カリキュラムの要求を満たす仕事と日程に追われストレスを感じ、子ども自身もリラックスし楽しく子どもらしく過ごせる時間がない<sup>(19)</sup>。

さらに、こうした学力の問題とは別に、教師の高い異動率(turnover rate)の問題が指摘される。

1999年秋(1999-00)に赴任した教師の学区および学校への1年間・2年間・3年間の留保率をみてみると、学区レベルにおいては1999-00年に在職していた全教師の約10%が翌年にはフィラデルフィア学区を離れており、3年後には約4分の1の教師が学区を去る。また、学校レベルでみても勤務校を短期間で去る率は高く、3年後には約3分の1の教師が同校を去っている<sup>(20)</sup>。

さらに、それを新採教師に限ってみると、学区レベルにおいては1999-00年に赴任した新採教師の約4分の1が翌年には学区を離れており、3年後には約半数、4年後には6割弱の新採教師が学区を去る。また、学校レベルでみても、1年後約4割の新採教師が最初の赴任校を去り、2年後・3年後その割合は高くなり、4年後には7割以上が勤務校を去る<sup>(21)</sup>。

この異動率を、貧困レベル(poverty level)家庭からくる生徒の割合による学校、いわゆる「学校貧困レベル」(school poverty level)でみると、貧困レベルの高い学校ほど多くの教師が早い時期にその学校を去っていくのである。

もともとアメリカにおいては、低い社会的地位や待遇、困難な教育環境等の理由で、特に都市部で教職に就くことを避ける傾向はあった。しかし、フィラデルフィア市におけるこのような学力テストの実態と教師の実態とをみてくると、この傾向にさらに拍車をかけるとともに、さらに学区内でも特に低所得家庭の多い、マイノリティの多い、低学力の学校への赴任を教師が避けるという傾向を一層加速していると考えられる。つまり、AYP



(年間到達目標) が達成されなかった学校は、改善、修正するアクション等が求められるが、これらが教師の負担になり低学力の学校を忌避するのである。現に、フィラデルフィア学区と学区の教員組合であるフィラデルフィア教員連盟 (Philadelphia Federation of Teachers = PFT) の協定 (agreement) では、より長く在職した教師が優先的に他の希望する学校へ異動することを認めているが、一般的に、教師は貧困レベル生徒の割合がより低い学校へ、テスト得点のより高い学校へ異動する<sup>(22)</sup>。

(都市部の、低所得家庭の多い) 低学力の学校 → そうした学校を教師が避ける → さらなる低学力の学校、というような悪循環に陥ってしまう。それは、結果的に教育格差を助長し、本来の NCLB 法の趣旨と逆の結果を生み出してしまう。

このような問題は、フィラデルフィア市という 1 都市の問題ではなく、アメリカの都市部全体の共通の問題である。

## おわりに

これまで、NCLB 法下における学力テストの実施状況とその成果をフィラデルフィア市を中心にみてきたが、PSSA の「読解」と「数学」のテストにおいてはそのデータから見る限り成果をあげてきたと言える。しかしこれは、「読解」と「数学」の知識中心の 1 つのペーパー・ペンシルテスト (paper-pencil test) の結果であり、他の評価方法による結果検証も求められよう。その際、他の教科をどのように位置づけていくのか、また先にあげた、思考力、創造力、協働していく能力等をどのように育んでいくのか、大きな課題である。学力テストの問題が就学前教育も含めたあらゆるレベルの教育に影響を与えていることを考えると、この問題は深刻である。

また、得点平均からみるとその成果がみられたが、一方で AYP を長期間達成できない学校、達成というよりきわめて学力の低い学校がある。このような学校に対して、どのように対応していくのかも課題である。

さらに、教師を学区、学校にとどめておくことも大切である。優れた教育実践は優れた教師の確保にあることはむろんであるが、フィラデルフィア学区にみられるような高い異動率は教育効果にマイナスの影響を与える。

そのために、こうした高い異動率を促す一因とされる新採教師の採用システムおよびより長く在職した教師の他の学校への異動を優先するという人事システムを 2004 年より改めた<sup>(23)</sup>。それは、各学校が教師 (異動) 志願者への面接等を通してその学校に必要と思われる教師を採用する、一方で志願者はその学校を理解して赴任するという「現場 (学校) に基づいた教師の選考」 (site-based or school-based teacher selection) システムの採用である<sup>(24)</sup>。

ただ、すべての新採教師の採用は「現場 (学校) に基づいた教師の選考」によるが、「現

場（学校）に基づいた教師の選考」を採用しない学校においては、教師採用枠の半数を従来のシステムで異動優先権を有する在職年数の長い教師で満たすことにしている<sup>(25)</sup>。しかし、このような「現場（学校）に基づいた教師の選考」はこれから学区規模でより拡大していくことが必要である。さらには、財政面を含めた多様なインセンティブの一層の充実も求められよう<sup>(26)</sup>。

ところでフィラデルフィア学区においては、2001年12月のフィラデルフィア市とペンシルベニア州のパートナーシップ協定（partnership agreement）により、従来の教育委員会（Board of Education）が廃止され、それに代わり学区の管理運営を新しく設置される学校改革委員会（School Reform Commission = SRC）が引き継ぐようになった<sup>(27)</sup>。

そして2002年春、学校改革委員会（SRC）はNCLB法に先立ち86の低学力の小学校と中学校の学校運営を7つの外部プロバイダーに委任した<sup>(28)</sup>。これは、特に低学力校の学力の底上げを図る目的で採られた措置であるが、具体的にどのような措置が採られたのか、またフィラデルフィア学区とプロバイダーの関係はどのようなになっているのか、プロバイダーにより運営されている学校はどのような成果をあげているのか、を明らかにしていかなければならない。

【註】

(1) No Child Left Behind Act. *PL.107-110*, Jan.8, 2002.

NCLB法の内容に関しては、拙稿「NCLB法における学力テストとアカウンタビリティ」(アメリカ教育学会編『アメリカ教育学会紀要』第16号, 2005年)のなかで説明している。

(2) わが国においては、以下の文献で全国レベルの調査結果が報告されている。

・土屋恵司「2001年初等中等教育改正法（NCLB法）の施行状況と問題点」『外国の立法』227号, 2006年2月, pp.129-136.

・矢野裕俊「テストで学力は向上しているか—NCLB法施行の4年を検証する—」アメリカ教育学会第18回大会・公開シンポジウム（2006年9月30日(出), 大阪市立大学文化交流センター）配布資料

ここで使用されている資料は① National Conference of State Legislatures. *Task Force on NO Child Left Behind Final Report*, Feb. 2005. ② National Center for Education Statistics, U. S. Department of Education. *The Nation's Report Card NAEP 2004 Trends in Academic Progress: Three Decades of Student Performance in Reading and Mathematics*. July 2005. ③ Center on Education Policy. *From the Capital to the Classroom: Year 4 of the NO Child Left Behind Act*. Mar. 2006. 等である。

(3) リサーチ・フォー・アクション（Research for Action）とは、フィラデルフィア市の学校改善に関する調査研究をしている党派を超えた非営利団体である。

(4) Pennsylvania Department of Education. AYP Fact. <http://www.paayp.com/>, 06.3.22.

(5) ペンシルベニア州（NCLB法）においては、AYP達成のための上級レベルと習熟レベルの合計のパーセンテージを次のように年ごとに設定している。そして、2013-14年にはすべての生徒が上級レベル、習熟レベルに到達することを目標にしている。

年	2002-03 ~2003-04	2004-05 ~2006-07	2007-08 ~2009-10	2010-11	2011-12	2012-13	2013-14
数学	35	45	56	67	78	89	100 (%)
読解	45	54	63	72	81	91	100 (%)

(6) このテストは、ペンシルベニア州の第5・8・11学年のすべての生徒を対象に実施されている。「読解」(reading)

と「数学」(mathematics)に関しては、多様な選択肢から正解を選ぶように求められる。また、文章中の質問に筆記で答えること、数学の問題ではどのように正解を導き出したか、筆記による説明も求められる。

PSSA テストは、ペンシルベニア州のあらゆるレベルの学校教師、指導主事、カリキュラム・ディレクター、大学教授より構成されるペンシルベニア教師諮問委員会 (Advisory Committees of Pennsylvania Educators) によって開発される。(Pennsylvania Department of Education. *Pennsylvania System of School Assessment: Information for Students, Parents, Educators and Citizens of the Commonwealth of Pennsylvania*. 2001)

- (7) Pennsylvania Department of Education. *District Report Card 2004-05: Philadelphia City School District*. 2005. この表の他のグループで「個別教育プログラム」(Individual Education Program = IEP) は、通常特別支援教育を受ける生徒であり、「英語能力の低い」(limited English proficient) は母語が英語でない生徒グループを指す。「移住者」(imigrant) は移住労働者の子どもであり、「経済的に恵まれない」(economically disadvantaged) は給食費の全額あるいは半額免除の対象となっている生徒である。
- (8) Pennsylvania Department of Education. *State Report Card 2004-05: Commonwealth of Pennsylvania*. 2005.
- (9) Pennsylvania Department of Education. About Adequate Yearly Progress (AYP) in Pennsylvania. [http://www.paayp.com/about\\_ayp.html](http://www.paayp.com/about_ayp.html), 06.4.6.
- ・ Pennsylvania Department of Education. *AYP Status and Levels*. 2005.
- (10) AYP 指標の1つである学業達成レベルにおいて AYP を達成するには、「数学」で上級レベルと習熟レベルの合計 45%、「読解」で上級レベルと習熟レベルの合計 54% (2004-05) が求められる。しかしその条件以外に、前年度より習熟レベルに満たない (基礎レベル、基礎未満レベル) 生徒が 10%以上減少した場合等も AYP 達成とみなされる。
- (11) Useem, E. *Learning from Philadelphia's School Reform: What Do the Research Findings Show So Far?* Research for Action, 2005, p.3.
- (12) Pennsylvania Department of Education. *District Report Card 2004-05: Philadelphia City School District*. 2005.
- (13) Pennsylvania Department of Education. State Report: Status of Pennsylvania's Public Schools in 2005. [http://www.paayp.com/state\\_report.html](http://www.paayp.com/state_report.html), 06.4.6.
- (14) フィラデルフィア学区において、AYP 達成校は 2003 年 58 校から 2004 年に 160 校と増加した。ただし、2005 年には AYP 指標がより厳しくなったこともあり 132 校となっている。
- (15) Christman, J. B., Gold, E., and Herold, B. *Privatization "Philly Style": What Can Be Learned from Philadelphia's Diverse Provider Model of School Management?* Research for Action, 2006, p.15.
- (16) ペンシルベニア州全体の 2002 年春から 2005 年春までの PSSA テストにおける「読解」と「数学」の第 5・8・11 学年の上級レベルと習熟レベルの合計パーセンテージは、以下のようになっている。(Pennsylvania Department of Education. *Statewide Performance Level Results 2001/02-2004/05*. 2005)

	学年	2002	2003	2004	2005	2002-2005
読解	5	57.0%	58.0%	62.7%	64.2%	7.2
	8	58.8%	63.4%	68.9%	64.1%	5.3
	11	59.0%	59.2%	60.8%	65.0%	6.0
数学	5	53.1%	56.3%	61.8%	69.0%	15.9
	8	51.7%	51.3%	57.9%	62.9%	11.2
	11	49.6%	49.1%	49.1%	50.9%	1.3

フィラデルフィア学区の上級レベルと習熟レベルの合計パーセンテージは州平均に比べると依然として低い。その上昇率は第 5・8 学年では州平均より高い。

- (17) Useem, E. *Learning from Philadelphia's School Reform: What Do the Research Findings Show So Far?* Research for Action, 2005, p.15.
- (18) Mezzacappa, D. Full-time art, music teachers: a dwindling breed? *Philadelphia Public School Notebook*, Vol.13, No.4, Summer 2006, p.1, p.12, p.14.

フィラデルフィア・パブリックスクール・ノートブック (*Philadelphia Public School Notebook*) は、公立学校の改善に関わる教育に関心ある保護者、教師、地域住民のグループによって 1994 年設立された年 4 回発行

の新聞である。このノートブックは、フィラデルフィア学区の公立学校に関する重要なテーマに焦点づけられている。

- (19) Whitehorne, R. Teachers say NCLB's impact reaches K and pre-K classroom. *Philadelphia Public School Notebook*, Vol.13, No.3, Spring 2006, p.22.
- (20) Neild, R. C., Useem, E., Travers, E. F., and Lesnick, J. *Once & For All: Placing a Highly Qualified Teacher In Every Philadelphia Classroom*. Research for Action, 2003. p.15.
- (21) Neild, R. C., Useem, E., and Farley, E. *The Quest for Quality: Recruiting and retaining Teachers in Philadelphia*. Research for Action, 2005. pp.15-17.
- (22) Neild, Useem, Travers, and Lesnick, *op. cit.*, p.42.
- (23) Neild, R. C., Useem, E., and Farley, E. *Executive Summary: The Quest for Quality*. Research for Action, 2005. pp.10-11.
- ・ *Collective Bargaining Agreement Between the Philadelphia Federation of Teachers and the School District of Philadelphia, Sept. 1, 2004 to Aug. 31, 2008*. The Philadelphia Federation of Teachers, 2004.
- フィラデルフィア教員連盟 (PFT) と学区との新しい協定では、各学校における「教職経験年数の均衡」(experience balance) という新しい概念が記されるようになった。
- (24) 各学校の「教職員選考委員会」(staff-selection committee, 典型的には教師2名, 保護者1名, 副校長1名, 校長より構成される) が学区により資格審査された教師志願者を面接等を通して精査し, 校長に推薦する。そして, 最終的に校長が採用を決定する。
- (25) 各学校で「現場(学校)に基づいた教師の選考」を実施するためには, 教職員の3分の2の賛成が必要である。2004年において本制度を採用している学校は, 全264校のうち44校となっている。
- (26) 2002年現在, 異動率が高く低学力の生徒が多い19の学校の教師に年\$2,000のボーナス, 教師が不足する教科の担当教師に年\$1,500のボーナスの支給等が実施されている。
- (27) School District of Education, Office of Communication. *News Release*. Dec.21, 2001.
- 新しい委員会は, これまでの9名の教育委員に代わり, 知事任命の3名, 市長任命の2名, 計5名の委員より構成される。
- (28) 委任された7つのプロバイダーは, ①エジソン・スクール社 (Edison Schools Inc.), ②ヴィクトリー・スクール社 (Victory Schools Inc.), ③チャンセラー・ベーコン・アカデミー社 (Chancellor Beacon Academies, Inc.), ④フォウンデーション社 (Foundation, Inc.), ⑤ユニバーサル社 (Universal Companies), ⑥テンプル大学 (Temple University), ⑦ペンシルベニア大学 (University of Pennsylvania) である。
- なお, 86校のなかには新しいモデルに沿って学校再建する19校を含む。ただ, この19の学校再建校と他の2校の運営は, 学区に新しく設置された学校再建室 (Office of Restructured Schools = ORS) に委任された。